

◇単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例の廃止に伴い、規定を整備することにした。
- 2 単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにした。
- 4 この規則は、令和8年4月1日から施行することにした。

(総務局人事部給与課)